OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 難民と国内避難民をめぐる最近のUNHCRの動き ：[強制移動のサイクル]の観点から |
| Author(s) | 滝澤, 三郎 |
| Citation | 国際公共政策研究. 2007, 12(1), p. 75-92 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/10189 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 難民と国内避難民をめぐる最近のUNHCRの動き
## ―［強制移動のサイクル］の観点から―*

# Recent Developments on Refugees and Internally Displaced Persons and UNHCR
## —from a perspective of "Cycle of Forced Displacement"—*

滝澤三郎**

Saburo TAKIZAWA**

**Abstract**

The situation of "forced displacement" of refugees and internally displaced persons is becoming an important issue in a globalizing world. The key question is "How to protect human rights of people forcibly displaced while protecting the rights of states".

This paper suggests that the issue of forced displacement can be analyzed with a notion of "a cycle of forced displacement" where successive movements of people from the states of origin, to states of asylum and back to the states of origin are described as a phase in transition in response to an interplay of "push (back)" and "pull (back)" factors.

**キーワード**：難民、国内避難民、強制移動のサイクル、人権、国連難民高等弁務官事務所

**Keywords**: refugees, internally displaced persons, cycle of forced displacement, human rights, the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees

---

* 本稿は筆者の私的個人的経験に基づく考え・意見を纏めた研究ノートであり、本稿のいかなる部分も国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及びその他の関係国連機関の公式見解によるものではない。

** 国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所駐日代表

## はじめに

グローバリゼーションが加速化する中で、今日では約2億人が国境をこえて移動をしていると推定されている。これは世界の全人口の約3％にあたり、地球上の人口の35人に1人が移民であることになる。彼らの大半は自らの意思で進んで自発的に移動する人々であるが、それと平行するように、自らの意思に反して移動を強いられる「難民」や「国内避難民」などの「強制移動者」が約4500万人いると推定される。

この中で国際社会、なかんずくUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）はいくつかの困難な問題を抱えている。第1の課題は、世界各地での紛争に起因する2500万人に上ると推定される「国内避難民」の保護・支援である。UNHCRの保護の主な対象である難民の数は世界で約1000万人前後であるが（図1）、「難民予備軍」ともいうべき国内避難民の数はこの数年増えている。にもかかわらず彼らの国際的保護体制は脆弱である。

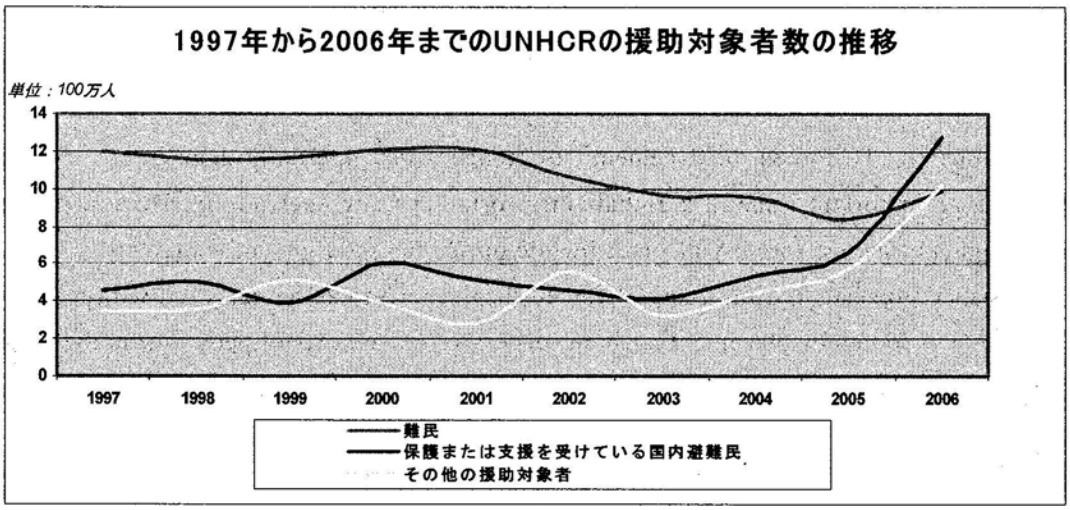


図1

第2の問題は、多数の移民の流れに混在する少数の難民をいかに早期に把握し保護するかということである。非合法移民や国際テロリストの流入への警戒感からヨーロッパ諸国を中心に難民受け入れは制限される傾向があり、真に保護を必要とする難民が排除される危険性が高まっている。第3の課題は、庇護国で長期に難民キャンプなどに滞在する人々への支援と保護の問題である。長期化し「忘れられた難民問題」は新たな紛争の原因となり易いことからも、この問題は重要である。

第4の課題は「帰還民」である。2005年以来、世界の難民の10％以上である約100万人が祖国への帰還を果たしたが、政治的不安定が続き、故郷は荒れ果て、生活の基盤が崩壊している場合が多

い。このため紛争や迫害が再開し、帰還者が再び難民や国内避難民となるケースも発生している。いかにして帰還した元難民が2度と移動を強いられないように「平和構築」をするかは、国際社会にとって緊急の課題である。

難民・国内避難民問題は、グローバルな移民の流れを背景に、国内避難民の発生から国外への難民の流出、そして祖国帰還へという一連のサイクル、言い換えれば「強制移動のサイクル」というコンセプトで捉えるのが解り易く、また対策も立て易い。本稿は、このような視点から、「強制移動者」をめぐるUNHCRを中心とした国連機関の最近の動きを概観し、さらにその将来のあり方を探る「研究ノート」である。

## 自発的な人の移動ー移民

古くから人々は貧困から逃れ、よりよい生活を営むために国境を越えた移動をしてきた。しかし、今日では移動を引き起こし、または促す原因は多岐にわたり、移動の規模も著しく拡大している。国家間の経済格差、発展途上国における人口増加と一部先進国の労働力不足、移民ネットワークの存在、インターネットなどによる情報への容易なアクセス、航空機などの移動手段の廉価化が人々の大量移動の背景にある。

国連総会は2006年9月に「移民と開発に関するハイレベル討議」を行ったが、大量の移民は、移動する人々だけでなく、出身国と受入国の両方にも大きな影響を与えることが指摘された。知識人階級の海外流出は出身国に頭脳流出などの「影」をもたらす一方、労働移民による出身国への送金は全世界のODAの数倍になり、これが出身国の開発、貧困解消に大きく寄与するという「光」の面もある。移民の流れは「南から北」だけでなく、「南から南」にもあり、このような自発的な人の移動は、いずれの流れも、国内避難民や難民などの強制移動者の流れにも影響を与える。

## 強制的な人の移動ー強制移動のサイクル

ここで「移動を強いられる人々」の流れを「強制移動のサイクル」としてごく単純化し、モデル化してみよう（図2）。ある国で武力紛争／人権侵害／自然災害が発生すると、二種類の〔避難民〕が発生する。国境を越えて他国から保護を求める人々は「庇護希望者」となる。難民として認定されると、彼らの地位は「庇護希望者」から「難民」に変わる。他方で多くの「避難民」は国境を越えず、国境内の安全な地帯に逃れて「国内避難民」となる。強制移動をもたらした原因が小規模で短期に終結するならば、故郷に戻ることで避難状態は終結することもあるが、大規模で長期にわたれば、避難生活も長期化する。出身国での紛争終結や人権蹂躙の危険が減少して、難民が出身国の故郷に帰ることができれば、「帰還民」となる。出身国への帰還が難しい場合には受入国での現地「統合」や、さらに第3国での「再定住」という形での解決に向かう場合もあ

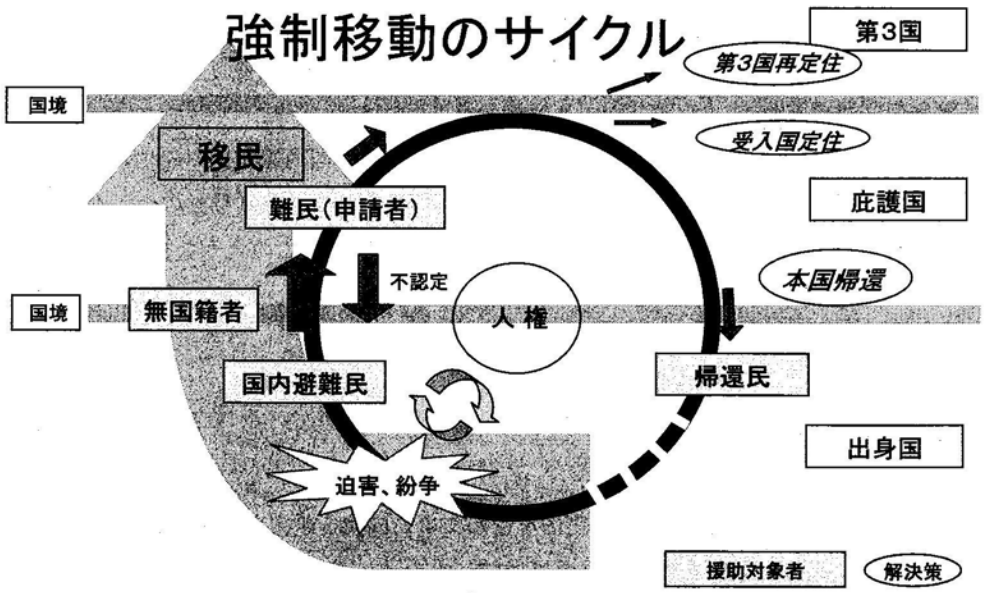


図2

る。

実際には国内避難民や難民が発生する国は数十ある上に、難民の受入国も数十あるから、強制移動のサイクルは数百種類があることになる。国内避難民の移動のサイクルを加えればその数はもっと増える。強制移動を強いられる人々の数をサイクルの大きさ、その移動のスピードを矢印の長さで表せば、多種多様に“回転する”無数のサイクルがイメージとして浮かんでくる。一人一人の〔個人の強制移動のサイクル〕を描くなら、その数は数千万になろう。

はじめに断っておくべきだが、「国内避難民」、「難民申請者」、「難民」、「帰還民」などの「ラベル」は、いわば援助機関側が行政の便宜上一方的に与えたものであって、対象となる人々は変わるところのない同一人物であることである。同じ人間が移動の段階によって異なったラベルを貼られるに過ぎないのであって、私たちが見失ってはいけないのは、個人個人の動きであり、彼らの人権の保護である。

ところでこの強制移動のサイクルを回すエネルギーの源は何か。人々は何ゆえに望まない移動をするのか。難民の発生の要因には「プッシュ要因」(出身国・地域での押し出し要因)と「プル要因」(受入国・受け容れ地における誘因)がある。シュメイドルは、強制移動を引き起こす動因を、根源的要因、近接要因(proximate factor)、介入要因の3つに分けている(図3)。根源的要因としては、民主化のレベル、経済発展のレベル、国内民族問題、近隣諸国との外交関係など、近接要因としては、人権侵害とその程度、政治的緊張度、失業率、国境紛争などがある。また介入要因には、民族浄化政策、外国での移民ネットワークの存在、近隣諸国の難民庇護・受け入れ体制の存在などの「促進要因」と、国際的な融和・仲介努力の存在、近隣諸国の難民受け入れ制限などの「抑制要

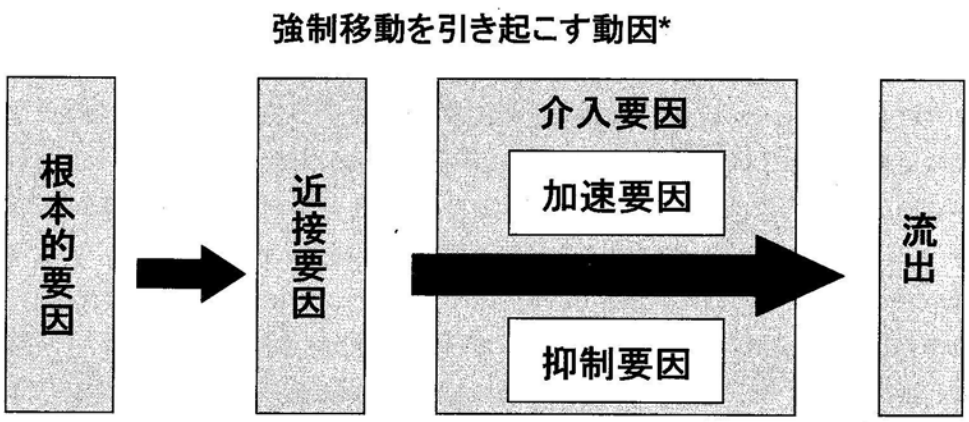


*上図はS. Schmeidl (2003) によるExamples for indicators for the early warning of forced migration (強制移動の早期警戒のための指標例) を基に筆者が手を加え作成したものである。

図3

因」が挙げられている[1]。抑制要因はさらに受入国側の難民排斥の動きなどの「プッシュ・バック要因」や自国民の国外流出を制限する政府の動きなどの「プル・バック要因」に分けることが出来るだろう。

人々が逃げる（または逃げない）ときは、上述のような観察可能な「外的な理由」のほかに、観察できない「内的な理由」が意思決定に影響する。同じ外的状況におかれても、ある人は逃げ、他の人は残る。かって100万人を超すインドシナ難民が国を離れたが、それ以上の人々が祖国の中でより安全な場所を探し、またはその場所に残り迫害と困難に直面した。「外的理由」だけでは人々の意思決定を説明できない。それぞれの〔主観的世界〕が異なるからである。〔外的理由〕と〔内的理由〕があいまって、ある人は国内に留まり、ある人は国境を越えて他の国で保護を求めるという最終的意思決定をする。

迫りくる危険はどのようなものか、住み慣れた土地を捨てて逃れるべきか、それとも踏みとどまるべきか？逃げるとしたら、どこに？国内に留まるか、それとも国境を越えるか、どうやって国境までたどり着くか、パスポートやビザがなくても入国できるのか、それとも強制送還される危険が高いのか。遠くの国に逃げる場合は言葉はわかるのか、助けてくれる同国人がいるのか？自分一人で逃げるべきか、それとも妻子を連れて行くのか、残された親族は自分が逃れたことで迫害を受ける可能性があるか、何を持ち、何を捨てて行くのか、避難先での生計はどう立てるのか？いずれ帰ってくる見通しはあるのか？故郷を、国を捨てるか否かの重要な決定にもかかわらず、正確な情報は大抵存在せず、人々は不安を抱えて危険な人生航路に乗り出す[2]。

1）Susanne Schmeidl, The early warning of forced migration: State or human security?, Newman and van Selm (ed), "Refugees and Focced Displacement" United Nations University Press, 2003, Chapter 7.,
2）創価学会青年平和会議訳「難民化の力学」第3文明社、1990年、38P

迫害を逃れて国を離れる場合、切迫した状況の中では迫害の事実を証明する書類などは準備できないことが多く、これが後の難民認定にも影響を与える。避難する先でどのような危険と運命が待ち構えているか分からない状況で、国際社会の善意だけを頼りに帰国を脱出することは、恐れと不安と危険に満ちたものとなる。それゆえに国際的保護体制が必要になる。

強制移動を強いられる人々を効果的に保護するためには、3つのレベルでの保護体制が必要になる。第1は国際法・規範のレベル、第2は国際法なり規範の実施のための組織のレベル、第3は支援の現場でのオペレーションのレベルである。現状ではこの3つのレベルでさまざまな不備が存在し、強制移動者の保護が十分でない結果に至っている。以下で「強制移動のサイクル」の中で国内避難民、難民申請者、難民そして帰還民の段階にある人々の保護についての問題点と、それに対する国連システム内での近年の動きを概観する。

### (1) 国内避難民

国内避難民とは、紛争、人権侵害または自然災害による危険などをから逃れるため、家・故郷を捨てより安全な地を求めて移動を強いられたものの、国境を越えて他国に避難していない人々のことである。冷戦終結以降、国内紛争が頻発するにつれ、国内避難民の数は増加し、その総数は2006年末で52カ国で約2450万人と推定されており[3]、その数は、難民総数の倍以上になる。UNHCRが対象とするのは、基本的には紛争による国内避難民のみであって、自然災害の犠牲者を含まない。しかも資金的制約もあり、支援の対象者の数は約半数の1280万人に留まる[4]。国境を越えれば難民となるから、難民と国内避難民の実質的な差は国境を越えたか越えなかったかに過ぎない。国内避難民はその発生の事由、様態において難民と極めて類似しておりいわば「国内難民」と呼ぶことができる。「難民」と「国内避難民」を一括して「避難民」と呼んだほうが実態に沿うだろう。にも関わらず、国内避難民は難民が享受する国際社会からの保護を得ることが出来ない。

紛争や迫害の中で、暴力、飢え、病気に苦しみながら移動する国内避難民の7割から8割が女性や子供などの弱者である。国内避難民の置かれた状況は難民のそれと異ならず、時として難民より劣悪である。今日の国際社会の人道支援分野での大きな欠陥のひとつが、国内避難民のための実効的な国際的保護体制が存在しないことだ。現在の世界では、国内避難民保護に関する法的拘束力を持った国際条約は締結されていないし、彼らの保護を専門とする国際機関も存在しない。およそ自国民を保護する責任はそれぞれの国家にあるが、世界にはその責任を果たせない国があり、自国内の避難民を保護できないどころか、時として政府の迫害が国内避難民・難民を生み出しているような国もある。しかし、主権尊重・内政不干渉の原則を建前に国際社会の対応は及び腰になる。これらの原則の起源である「ウェストファリア体制」と呼ばれる現行の国家体制は、国家の主権と独立

3) Norwegian Refugee Council & IDMC、"Internal Displacement - Global Overview of Trends and Development in 2006"
4) 2005年末のUNHCRの支援する国内避難民と約660万人であったが、2006年末には1280万人と倍増した。これは後述するように、「クラスター・アプローチ」のもとでUNHCRが国内避難民への支援を2006年より強化したためである。

を重視し、「国家主権の保護」が「国内避難民の人権の保護」に優先されている。

国境を至高のものとみなし、国境を越えた難民は保護するが、国境内で同様の苦境にある国内避難民には目をとじがちな現行の国家体制については、人権の普遍的保障を強めようとする世界的潮流の中で、その欠陥が強く指摘されるようになってきた。その中で、国家が自国民を保護する能力がないか、あるいはその意図がないような場合には、国際社会が「保護する責任」(Responsibility to Protect) を負い、人道的介入ができる、またすべきだとする考えが出てきている。例えばスーダン・ダルフール地方での国内避難民に対するスーダン政府の対応が国際的非難を浴び、多国籍軍の介入が議論されているのはその例である。この考え方は、冷戦崩壊後の国際社会での状況に即したポジティブな変化のひとつであろう。

このような中で、国内避難民に関する国際規範・国際法を設定しようとする動きが冷戦後強まっている。1992年には国内避難民にかかる国連事務総長特別代表ポストが設立され、彼らの人権保護にかかる各国の見解や人権・人道・難民法の調査が始まった。同特別代表は、国内避難民の保護基準として、1998年2月に国連人権委員会に「国内避難民に関する指針」を提出した[5]。以来これは国内避難民保護のガイドラインとして各国政府、国際機関、NGOなどによって現場レベル、オペレーションのレベルで適用されてきた。2006年には、国連総会が国連人権委員会を人権理事会に格上げすることを承認したが、「人権」は国連システムの中で主流化する傾向があり、「指針」も国内避難民にかかる国際的規範としての地位を強めつつある。国際法としての地位を達成するにはまだ時間がかかろうが、地域レベルでの取り決めにこの「指針」が反映されるケースが出てきている[6]。

国際的な組織のレベルでも動きがある。国内避難民支援について国際機関でもっとも関与が深かったのがUNHCRであり、古くは1970年代から人道支援の立場から国内避難民支援に関ってきた。国内避難民の保護のニーズと彼らへの具体的支援のあり方は基本的には難民に対するそれと同じである以上、難民保護・支援で長年の経験のあるUNHCRが国内避難民保護に関与するのは自然であった。過去のUNHCRの国内避難民にかかるマンデート・任務は国連総会によって正式に与えられているが[7]、追加的にUNHCRの執行委員会も、国内避難民支援にかかる、相当程度具体的な基準を出して来た[8]。難民援助の資金ですら乏しいことから、UNHCRは原則としてこれらの基準を全て満たした場合にのみ国内避難民への支援をしてきた。しかし、そのような方針に対しては、難民より多い国内避難民の窮状に目をつむるものだとして、一部のNGOなどからは強い批判が寄せられてきた。

2006年11月には国連の「機関間調整にかかるハイレベル委員会」が国連事務総長に報告書を提出

5）"Report of the Representative of the Secretary-General, Mr. Francis M. Deng, submitted pursuant to Commission resolution 1997/39 Guiding Principles on Internal Displacement" E/CN.4/1998/53/Add.2 of 11 February 1998

6）Walter Kalin, "The Future of the Guiding Principles on Internal Displacement, Forced Migration Review", 2006、p5.

7）A/RES/47/105 of 16 Dec 1992, 48/116 of 20 Dec 1993 and 49/169 of 23 Dec 1994.

8）国内避難の状況がUNHCRの任務と専門知識と関連があるかどうか；国連事務総長から正式な要請あるいは権限委託があるかどうか；当該国政府からの同意が得られているのかどうか；十分な資金があるかどうか；難民保護活動と抵触しないか、などである。EC/57/SC/CRP.18 of 8 June 2006, paragraph 11

し、その中で、国内避難民に関してはUNHCRにもっと明確で大きい任務を与えるようにと提言している[9]。勧告は、UNHCRのマンデートを変更し、国内避難民保護にかかる明確な責任を負わせようとしていると読める。これを受けてUNHCRだけでなく国連諸機関は相互調整を進めているが、今後はUNHCRがいわば「国連避難民機関」として、紛争による難民・国内避難民の保護に積極的に対処するという方向性が見えてきた。

現場のオペレーションのレベルでも、2000年前後から国内避難民の実効的な保護を目指した試みが始まった。当初に採用された方法は、各国連機関がそれぞれの専門性を生かして、国内避難民保護・支援のため自発的に協調しあうというアプローチであった。しかし、このアプローチのもとでは、どの機関がどのような分野で参加するかについての決定がそれぞれの機関に委ねられていたため、時としてどの機関も国内避難民援助に手を出さない、といった事態が生まれた。「任務分担」の不明確さと、行動を取らないことへの「説明責任」の弱さがこのアプローチのアキレス腱となった。背景には財政負担の問題の他に、国連諸機関の間の「責任逃れ」もあったと言えよう。というのも、国際機関による紛争の犠牲者たる国内避難民の保護は、時として当事国政府との関係を極めて難しいのものにするからである。

実効的な国内避難民支援体制を作る動きは最近の国連改革のうねりの中で加速している。2005年以来、国連人道問題調整事務所の主導の下で開始されたUNHCR、UNICEF、WFP、WHO等の国連機関を中心にNGOを加えた「クラスター・アプローチ」がそれである。このアプローチによって、新規に発生する国内避難民事態については、避難民の支援活動が保護、保健、教育、シェルター設営など、9つのクラスターないし分野に分けられ、それぞれのクラスターでの中核責任を負う国連機関が定められている。クラスター担当の機関は、そのクラスターについて各国連機関の支援を総合調整し、もし他の機関がその責任クラスターに参加しない場合には、そのクラスター活動を自ら実施する責任を負う。このように最終責任体制を明確にすることで、少なくとも新規に発生する国内避難民については、必ず国際機関の支援が行われるようにされた。同時に、資金不足のために人道的緊急事態に国連機関が参加できない事態を防ぐために、400億ドルの中央緊急対応基金が国連に設立され、2006年の終わりまでで約250億ドルの拠出誓約が各国からなされた。人道支援には資金の集まりが悪い場合が多いが、今回は比較的良好である[10]。

クラスター体制の下で、UNHCRは国内避難民の保護、緊急用シェルターの提供、避難民キャンプの設営・管理の3つの重要なクラスターで中心的責任を負うことになった。中でも保護クラスターは特にプログラム実施が難しい。「保護」の概念には、身の安全だけではなく、財産の保障、ジェンダーに基づく暴力、そして基本的行政サービスや公文書へのアクセスの保障等までが含まれており、関係する範囲が極めて広いからである。

---

9) A/61/583 of 20 November 2006

10) 2005年9月にIASCは9分野におけるクラスターアプローチの採用を承認し、同年12月にコンゴ、リベリア、ウガンダにおける試験的実施を承認した。2006年4月には、ソマリアも追加された。この数は今後増えよう。

このように国際機関やNGOの間の関係が明確になり、国内避難民に対する支援が確実に行われるようになってきたことは良い進展である。しかしクラスターアプローチは新規に発生したケースに適用されるのみであり、2450万人の国内避難民のうちの約半数に過ぎない。またこれは現時点ではいわば試行段階にあって、その実効性の確認には1、2年かかろう。また、将来的に巨額に上るであろう国内避難民保護・支援の資金をいかに調達するかについても、現段階では明確な見通しが立っていない。

国内避難民の保護のための国際的体制を打ち立てるための国際法・規範、国際組織、現場レベルでの調整の3つのレベルでの進展は好ましい発展だ。国内避難民はいわば「難民予備軍」であって、それらの人々が国内に留まるなら難民の数は減少してゆく。国内避難民保護体制の整備は、結果的には難民問題の根本原因に目を向け、その〔予防〕〔防止〕という機能を果たし、祖国を捨てて逃げる人々の苦しみを減らす。しかし、それは無条件に喜ぶべきことではない。出身国内での支援体制整備が、国外に脱出しようとする避難民を「プル・バック」する力として働くことはありうる。また、難民が自国に押し寄せるのを防止したい先進工業国は、国内避難民支援強化を根拠として難民申請者を「プッシュ・バック」する政策を合理化する可能性もある。その場合には、迫害や紛争を逃れる人々に「自国を出国する自由」を保障し、受入国には「ノン・ルフルマン」原則の遵守を求める難民の国際的保護体制が歪められる可能性がある。難民を出身国内に「封じ込める」ことになってはならないであろう。

### (2) 難民申請者

「難民」とは、1951年の「難民の地位に関する条約（以下、難民条約)」によって「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義されている。その後、難民と定義される人々の範囲は「時間的」にも「地理的」にも、また「質的」にも広がった。1951年の難民条約は、それ以前に発生したヨーロッパの難民に限って適用されていたが、1967年の「難民の地位に関する議定書（以下、議定書)」はその適用の時間的制約を廃して世界中の難民が難民条約の対象となるようになった。さらに、1969年の「アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規律するアフリカ統一機構（OAU）条約」と1984年の「難民に関するカルタヘナ宣言」のような地域的な取り決め文書は、紛争などの無差別な脅威から逃れる人々、つまり難民条約の定義より広い範囲の人々も難民として認められうると規定している。かつて「難民」は、東側の国から西側の国へ政治的理由で自由を求めて逃げる比較的少数の人々であったが、現在ではスーダン難民、インドシナ難民, アフガン難民のように、紛争や迫害を避けて多数が一時に移動する場合が多い。このような難民の性格の変化は〔強制移動のサイクル〕における「プル（バック)」と「プッシュ（バック)」の力の働き方をも当然変えてきている。

ちなみに「難民申請者」と「難民」の違いは本質的なものではない。迫害や紛争などを逃れた避

難民が国境を越えて他国政府に庇護を求めた時点で、人々は〔難民申請者〕となり、彼らは「ノン・ルフルマンの原則」に従って、送還されない権利と人道的基準を満たした待遇を受ける権利を有する。国際法上、人は難民の定義に掲げられ基準が満たされた時点で「難民」となる。難民認定は「宣言」的なもの、すなわち、難民認定はその人がすでに難民であるという「事実」を述べることに過ぎない。人は認定されることで難民になるのではなく、難民であるゆえにそう認定されるのである[11]。難民申請者と難民が区別して扱われるのは、人道支援における国際公共行政上の便宜に過ぎないことにくれぐれも留意する必要がある。

難民認定は原則として受け入れ国が実施する[12]。紛争や大規模騒乱などによって大量の難民が流出した場合は、全員がいわば「みなし難民」として難民として扱われ、このタイプは南側の国に多く見られる。これに対し、日本への難民申請者を含め、先進工業国への難民申請は個人個人が難民認定申請をし、個別の審査の後、難民認定または不認定とされるのが通常だ。個々の難民認定は「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがある」かどうかを確認する作業であり、身元確認を始めとして、詳細な事実確認が行われる。「迫害を受ける恐れがある」かについては、本人の主観的評価だけでなく相当程度の客観性が無くてはいけない。だた難民申請者は、迫害などの事実を示す資料を集めることが出来ないまま逃げてきた者が多く、本人自身の証言だけしかないという申請者が多い。また申請者の多くは、言葉の壁、法的知識の欠如から難民性を十分に説明できないことも多い。中には偽造旅券を使用する者もいて、単なる不法入国者とみなされて、かえって難民性の認定が難しくなる場合もある。難民性の認定は専門的訓練を要する業務であり、UNHCRは各国の入管職員の研修などを通してのキャパシティ・ビルディングの強化を行っている。

重要な傾向として、難民「申請者」の総数がこの数年減少しつつあることがある。2005年には149カ国で合計約67万件の申請が政府またはUNHCRに提出されたが[13]、この数字は、過去16年で最低であった。フランスでは約5万人の難民申請があり、ついでアメリカ、タイ、ケニヤ、イギリス、ドイツの順で難民申請があった。申請者の出身国別では、約55,800人がミャンマー出身、以下ソマリア、セルビア・モンテネグロなどとなっている。

難民申請者数が減少している理由は、大規模な紛争の発生が少なくなったことに加え、先進工業国を中心に、難民の受け入れを抑制する政策が執られていることにある。特に2001年の9・11事件以降、ヨーロッパ諸国における国際テロへの極度の警戒と外国人排斥の動きが強まる中で、難民庇護申請者に対する国境へのアクセスを難しくする対策が採られている。航空会社にすべての乗客の旅券とビザを出発前に確認することを求めるなど、そもそも難民申請者が庇護国の国境にたどり着

11) 日本国連HCR協会、「難民の保護－国際難民法への手引き」2002年、p.59
12) 難民認定の責任は当該国政府にあるが、政府が難民地位認定手続きを実施できない、または政治的理由等から故意に難民性を認めない場合、UNHCRが個々の事例を審査して難民認定をすることがある。そのような難民を“マンデート難民”と呼ぶ。
13) UNHCR, “Measuring Protection by Numbers 2005” http://www.unhcr.org/publ/PUBL/4579701b2.pdf

けないような措置を取ったり、申請者の入国を認めず、他国での審査又は帰国を強いるような事例が多い。この傾向はヨーロッパ諸国のみならず、中東諸国でも見られるようになった。

難民申請者のうち難民として認定される人々の割合（難民認定率）も過去に較べると低くなっている。受入国によってかなりの差があるが[14]、難民認定率は最近では10％ないし20％であって、大多数は難民申請を退けられる。9・11以後の国際テロへの極度の警戒の雰囲気の中で、難民認定はさらに厳格さを増している。異議申し立てなども経て最終的に申請が退けられた場合は、人道的配慮から特別に在留を許可される例外を除けば、申請者は原則として本国に強制送還されることになる。強制送還された場合の追跡調査はなく、彼らがどのような運命に会うのかは不明である。UNHCRなどによるフォロー・アップが必要であろう。他方、難民として認められた者は、庇護国の法令と当局が定める措置を遵守する限り、合法的に滞在する他の外国人と同じ基本的人権、経済的・社会的権利を享受できる。

現在4つある難民条約[15]のいずれかを締結している国は146カ国あるが、難民の国際的保護体制はこの数年大きな試練に直面している。とりわけ、グローバリゼーションと自発的移民の流れが増える一方で、「経済移民」と「難民」の判別が難しくなっていることがある。国々の間に経済的格差、不平等があり、また先進国で人口減少・高齢化と労働力不足が続く限りは移民は活発化する。かつて1960年には約1億人だった移民総数は2005年には2億人に達した。移民には国内での農村部から都市部への移動も多いが、その60％以上は発展途上国から先進国への国際的移動である[16]。移民は北側の労働力不足を補い、また本国送金を通して南の国の経済開発を助ける面がある。移民による本国送金は年間一兆ドルを超すと推定され、民間直接投資を下回るものの、政府開発援助を遥かに上回る。人的資源開発も含め、グローバルな移民の流れには積極的な意味がある。

他方で、大量の移民、特に不法移民は受入国側には脅威として映り、先進国では大量の移民の存在による社会経済問題は時として先鋭な政治問題となってきた。先進国は不法移民の取り締まりに力点を置き、移民がより安定した法的地位を得るために「偽装難民」となる事例を喧伝する。人々がより良き生活の可能性に惹かれて自発的に出国した経済移民なのか（プル・ファクター）、迫害により出国を強いられたか難民なのか（プッシュ・ファクター）の判断は難しい。迫害を受けている人々はその結果として経済的にも困窮している場合が多いだけに、両方の側面を有する場合が多い。他方で、迫害を受けているなど難民としての要件を満たしているにも関わらず、難民制度の存在自体を知らなかったり、強制送還を恐れるあまり不法移民・不法滞在者として隠れて生活を送っている人々や、複雑な難民認定手続きを嫌って、ブローカーを頼る者もいる。「国家の安全」が重

14）ちなみに日本での難民認定率は、長い間欧米諸国に比べて低かった。しかし、2005年の難民認定数は，法務省入国管理局の統計によれば、処理件数295件中46人（認定率15.6％）であり、改善の動きが見られる。難民と認定されなかったものの，人道的な理由等から特に在留が認められた者が97人おり、難民認定された者と合わせた数（庇護数）は143人となった。これらの数は昭和57年以降最高であった。2005年から施行された新しい難民認定制度が好影響を与えていると考えられる。

15）1951 Convention, 1967 Protocol, 1969 OAU Refugee Convention in Africa, 1984 Latin American Cartagena Declaration のいずれかを批准している国

16）International Organization for Migration, “World Migration 2003” 2003

視される風潮の中で、「疑わしきは不法移民」として扱われる危険が特に先進国で増大している。

UNHCRは、難民の国際的保護をする上で、入国管理上の瑕疵（偽造パスポートの使用による不法入国、“安全な第3国の経由”など）は難民性の判断には影響しないことを強調し、多数の移民の中から真性の難民を迅速かつ的確に選り分けるための体制強化策を提言している。例えば、国境地帯でのUNHCR職員の配置強化、入国管理官のトレーニング、UNHCRと政府との間の円滑な情報交換などである。また、ある国で難民認定を受けた難民が移民の流れに沿って第一次庇護国から第三国へ不法に移動するという「第二次移動」の動向を探り、第一庇護国でいかに保護体制を構築できるかについての提言もしている[17]。

### (3) 難民 (Refugees)

UNHCRが設立されてから55年の間に、UNHCRが支援する人々と活動する地域的範囲はグローバルになった。UNHCR発足当初の難民保護は、政治的迫害の逃れて「東側」から逃れる人々の「西側」への再定住が重点だった。1970年代以降、世界各地で頻発した紛争のため、[南]から「南」ないし「北」に逃れる難民の数が急増し、難民数は一時2000万人に達した。しかし、難民の大量流入を恐れる西側先進国の方針もあり、UNHCRの政策も「再定住」から「本国帰還」を促すものへと変化した。2000年前後からは、大規模紛争の終結に伴いアフガニスタンやアンゴラに多数の難民が帰還したり、新規な大規模難民発生がない半面で、先進国での難民申請者や難民認定者の数が減少しているため、世界の難民総数は減少してきた。しかし2006年には、イラク紛争の影響を含め、難民数は2005年の840万人から990万人へと約150万人増加した。また、難民として国外流出しなかった国内避難民の数が増えていることに注意する必要がある。世界的な「強制移動者」の総数に再び増加の傾向が見られる。

言うまでもなく、難民状態は短いことが望ましい。最近のレバノンでのヒズボラ・イスレエル軍の戦闘では、90万人の国内避難民と十数万人の難民が主としてシリアに向けて発生したが、戦闘終了とともに大半の難民・国内避難民が故郷に帰り、そのサイクルは数週間に過ぎなかった。他方で、世界各地には、難民キャンプでの生活が5年以上続くケースが35以上あり、その大多数が貧しい発展途上国にある。「難民状態」の平均年数は17年である。アジアではタイにいるミャンマー難民(12万人)、ネパールのブータン難民（11万人）が例である。多くの場合、難民は国境近くのキャンプに収容され、就業はおろか行動の自由も制限され、閉ざされた空間で人間としての尊厳をうばわれた生活を送っている。中東の400万人に上るパレスチナ難民は60年近くを難民としてキャンプを中心に過ごし、パレスチナ難民の殆どが「故郷」を見たこともない。

大規模な紛争に続く多数の難民の流出は、「CNNシンドローム」と呼ばれるように国際的メディアの注目を引き、援助資金も比較的集まり易いが、長期化する「忘れられた人道危機」に注目と援

17) UNHCR, “Refugee Protection and Mixed Migration: A 10-point Plan of Action” http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?docid=45b0c09b2

助資金が集まることは少ない。そのような事態が長く続き、解決の見通しが立たないと、難民の閉塞感と不満が高まり、キャンプへの武装分子の浸透や過激派集団の発生を招く。これは受入国にとっての安全上の問題になるだけでなく、出身国との間の紛争の源になったり、自発的帰還を妨げる“スポイラー”の存在などのダイナミズムを発生させ、地域的な「平和構築」の阻害要因になる[18]。紛争が難民を生み出すと共に、長期化した難民状況は新たな紛争につながる。「忘れられた人道危機」は人々の人権を侵すのみならず、平和への深刻な脅威となる。

また、往々にして難民が流入する国境地帯は低開発地帯であり、現地の住人の生活水準も高くない。そのような中に多数の難民が流入すると土地や水などの希少資源をめぐって争いが起きやすい。また、国際機関やNGOによって医療・教育などの支援を受ける難民の方が結果的には現地住民より生活水準が高くなってしまうこともあり、これが現地住民との摩擦の原因となる。「恐怖からの自由」を求めて流入した難民と、「不足からの自由」の欠如に悩む現地住民との共生は容易ではない。

この中で、難民の出身国への早期帰還を求める「プッシュ・バック」の力が働く。自国から難民が早く居なくなることをもくろむ難民受け入れ国が「非自発的帰還」を強い、「プッシュ・バック」要因となることがある。最近のパキスタン政府によるアフガン難民キャンプの閉鎖とアフガニスタンへの帰還の呼びかけはその例だ。他方では、「援助疲れ」のドナー諸国としては、難民が出来るだけ早く本国帰還を果たし、難民問題の最終的解決を期待し、出身国での「平和構築」に資金をつぎ込み、これが「プル・バック」要因となりうる。このため、出身国での帰還の基本的条件が整わないまま帰還する（させられる）危険が高まっている。拙速な帰還は、実効的な平和構築にもつながらないし、再度の強制移動につながりかねないことに留意すべきである。

庇護国での統合

庇護国での統合は難民問題の最終的解決法の一つである。統合には法的・政治的・社会的な諸側面と同時に、異なる統合の程度がありうる。統合により、雇用や教育などの社会権に留まらず、政治活動などの参政権、政治的権利も市民と同じように享受できる。だた、統合の最終形態である国籍・市民権付与は、難民の総数に較べるとごく少ない。2005年にはアメリカで約６万人が市民権を得たほか、トルクメニスタン（１万人）キルギスタン（3,400）、アルメニア（2,300）、ベルギー（2,300）などに留まる。日本では、過去30年に定住を認められた約11,000人のインドシナ難民の打ち、約5％が帰化したに過ぎないと推定されている。帰化希望者が少なかったのか、帰化を希望しても日本側の帰化基準に合わなかったのかについては研究が必要である[19]。

18) Protracted Refugee Situations and Peace Building, Policy Brief, No. 1-2007. G. Loescher, J. Milner, E. Newman and G. Troeller, United Nations University, 2007

19) その先例となるべく、UNHCRは、過去30年間に日本に受け入れられた約１万１千人のインドシナ難民の統合状況についての学際的研究を準備している。インドシナ難民受け入れの総括的研究は、難民の運命をたどるだけでなく、今後の日本が難民にどう対処して行くか、少子・高齢化の中で外国人労働者・移民を受け入れるか否か、その場合どのような対応が必要か、についての議論の土台を提供すると思われる。またそれをきっかけに、日本における難民研究・強制移動の研究がさらに進展することが期待される

庇護国での統合は国民の構成のあり方に関わる国家の法的・政治的重要政策の一環であって、人道的配慮と同時に多くの要因が考慮され、経済的・社会的に難しい問題に直面することもある。統合の成否は受入国市民の理解度や支援の度合いにかかっているが、欧州では、グローバリゼーションに伴う移民の増加が移民排斥だけでなく、難民排斥の動きも引き起こしているため、統合促進政策は抵抗を受ける。移民と難民は本来は違う人々であるが、両者がしばしば区別されずに議論される場合が多く、統合を難しくしている。

紛争を逃れる多数の難民を受け入れる国は南の開発途上国が多い。自国の貧しい国民の生活の向上を目指すのに精一杯の政府には、多数の難民の面倒まで見切れないのが実情だ。UNHCRは、難民は全て単なる「負担」ではなく、経験・技術を持つ難民は受入国にとっても利益をもたらす「開発の代理人」となり得るという理解にたって、ODA資金の一部を難民と現地住民が共に便益を受ける開発プロジェクトに使うというアプローチをとり、これはザンビアなどで日本の資金援助のもとで成功裏に実施されてきた。強制移動のサイクルの中で、難民の存在という“問題”を“機会”と捉えなおす前向きな発想が必要になろう。

第三国再定住

もうひとつの難民問題の最終的解決法は「第三国再定住」である。これは、難民が最初に庇護を求めた国で統合できず、また本国への帰還も出来ずに危険にさらされている場合などに、難民を安全な第三国に再定住させることである。再定住の理由には、医療上の理由や性的暴力を防止するためなどの理由がある。UNHCRは再定住を実施するにふさわしいケースを選定し、再定住先の政府に働きかけ、再定住を推進している。この数年、UNHCRは再定住を再び戦略的アプローチとして重視するようになった。再定住は、人道的見地と同時に、難民を多数抱える受入国の負担を減らし、国際的連帯と負担の公平化の見地からも望ましい解決策である。

第三国定住を巡って、難民は再び「移動」の決定を迫られる。第一次受入国での定住がうまくいかなかったとき、第三国ではそれができる保障はあるだろうか。本国帰還をあきらめた難民の一部にとっては、現在の先の見えない難民生活に区切りをつける先進工業国への再定住は魅力的であり、志願者数は受入国の提示する受け入れ枠の何倍にも他することが多い。そこには強い「プル」要素が見られる。その半面、第三国定住を選ぶ難民に対して、祖国への帰還を第一とする難民グループから出国を思いとどまらせようとする「プル・バック」の圧力がかかることもある。最近ではネパールに住むブータン難民につき、アメリカが4万人の再定住の方針を打ち出したが、ブータン人難民社会には反対意見もある。

再定住を認められる難民の数は多くはなく、先進国では約10カ国が再定住プログラムを実施しているに過ぎない。2004年には13のグループ、合計43,000人の難民がアフリカ、中東、アジアでの再定住を果たし、2005年には75カ国から46,260人が25か国に再定住した。再定住先はアメリカが約23,000人と最も多いほか、カナダ、オーストラリア、スウェーデンが続く。日本ではインドシナ難

民の受け入れ以来、積極的な難民の受け入れ策である〔再定住〕は行われていない。国際的に見て難民受け入れ数が極めて少ない日本における「難民再定住」は、今後積極的に検討されるべき課題であろう。

### (4) 帰還民

難民状態を最終的に解決する方法の中で、多くの難民が望みまたUNHCRも最良の解決策と考えるのが、「本国帰還」である。祖国を離れる理由となった事態がなくなったなら、祖国への帰還が言うまでもなく一番望ましいであろう。異郷での厳しい難民生活の中で故郷への思いは断ちがたく、特に家族の一部が本国に残っているような場合はその想いは強かろう。事実、UNHCRはこの数年を〔帰還の年〕として自主的帰還計を積極的に推進している。2005年には75万人以上がアフガニスタンへの自発的帰還を果たし、またリベリア、ブルンジ、イラク、アンゴラでもそれぞれ5万から7万人の自発的帰還が確認された。

しかし、本国帰還を成功させるのは現実には非常に複雑で困難である。特に長年外国での難民生活を送った者にとって、故国に帰るか否かは必ずしも単純な決定ではない。仮に難民となった紛争や迫害がなくなっても、長期の外国生活の中で、受入国の中に生活の基盤を築いているかもしれない。子供は受入国の言葉に慣れ、母国語を解しないかもしれない。仮にパレスチナ問題が解決した場合に帰還するパレスチナ難民の割合は、未知数である。同じことは日本に定住したインドシナ難民についても言えよう。故国帰還への「プル」要因が弱くなったり、「プル・バック」要因が強くなっている可能性は十分ある。難民生活の長さと故国帰還の意思の関係は研究に値する。

ところで、紛争経験国の約半数が再び紛争に巻き込まれるという国連の統計があるが、実際に帰還を果たしたものの、治安の悪化や迫害の再発などによって、帰還民が再び避難民化・難民化する事例も少なくない。アフガニスタンや南スーダンのように、紛争が終わった祖国・故郷に戻っても、政治的な不安定が続き、住居や公共施設は破壊され、自活手段もなく、学校や診療所などの基本的社会サービスがなく、治安も悪いような場合、帰還民の通常の生活への復帰を遅らせる。政治的・経済的・法的に本国が不安定である場合は、帰還は永続的な解決にはならない。

帰還を成功させ、持続させるには、そものも難民状態を発生させた根本原因、紛争状態や迫害がなくなっていなければ意味がない。単なる原状回復に留まる限り、「強制移動のサイクル」は止まらない。ここでいわゆる「平和構築」が課題となる。特に帰還初期の人道援助の段階から長期的な平和構築、開発へのスムーズな移行、また帰還民のために速やかに経済・社会開発がされることが必要である。人道援助から開発援助への「シームレスな移行」は、人道機関、開発機関の両者にとって試練であると共に、「強制移動のサイクル」を止め、平和構築の鍵を握るポイントである。

ただ、人道から開発への移行段階のどの時点でどの機関が介入するのかについて包括的なメカニズムは存在しない。帰還民の生活の再建と社会再統合は、本来は当事国の責任であるが、その国自身が強固な基盤に立っていない場合が多い。加えて国際機関の間での明確な役割分担はなく、現場

レベルで現状に応じてケース毎に調整を行っているのが現状である。UNHCRが帰還初期の社会再建・平和構築の事業を主導してきたケースもある。

UNHCRは、難民が受入国での“開発の代理人”となうると同じく、帰還民は自国の開発の担い手であるという観点から、これまでも「ブルッキングス・イニチアティブ」や「4 Rs」[20]などさまざまな試みを行ってきた。最近では、アフガニスタン、東ティモール、アンゴラ、スリランカ、シエラレオネ、ソマリア、ウガンダなどで人道支援から開発へのシームレスな移行に努めている。が、人道支援の専門機関であるUNHCRには開発援助についての資金や経験はない。今後は、世界銀行やUNDPなどの開発機関が、平和合意の成立・帰還が始まる段階から平和再建を念頭に置いた開発計画を立案・実行し、UNHCR他の人道支援機関がパートナーとして参加する体制の構築をするべきであろう。

この面での進展としては、国連改革の一環として2006年に国連に設立された「平和構築委員会(Peace Building Committee)」がある。平和構築委員会は、本国での平和構築を包括的に進める中で人道支援から開発支援への移行期のギャップの解消をも目指しており、当面はブルンジ、シエラレオネ、リベリアの3カ国を対象としている。平和構築委員会が人道支援から開発援助へのシームレスな移行を助けることが強く期待される。最近、平和構築委員会の議長国に、日本が就くことが決まった。平和構築に日本の知恵とリーダーシップを発揮するまたとない機会である。

言うまでも無く、平和構築には膨大な資金がかかる。リベリアでは約300万人の人口の大半が国内避難民化し、難民として流出し帰還した人々の数も30万人である。基本的な行政サービスやインフラが壊滅状態であるにも関わらず、国家総予算は100億円足らずで、国連の平和維持軍などの総費用の数分の一という実情にある。さらに、平和構築には、財政建て直しのほか、難民とならなかった人々”である国内避難民と、故郷にじっと留まった人々、そして外国から帰還した難民の三者の政治的、社会的・経済的統合も不可欠である。特に、長い間外国での難民生活を過ごしたグループと、国内に留まったグループの間には祖国再建についての意見の違いも生じる。平和構築には、近隣諸国を巻き込んだ地域的なアプローチが必要になる。そうすることで〔強制移動のサイクル〕が最終的に停止する。

## 結び

強制移動の流れを把握するには、「強制移動のサイクル」のコンセプトによって、各段階にある人々の動きの背景にある〔プッシュ要因〕と〔プル要因〕を探り、その流れのダイナミックス（どの国に、どの位数の難民が、どの位のスピードで移動しているのか）を分析するのが役立つ。そこから見えてくるのは、2500万人にも上る国内避難民の国際的保護体制の脆弱性、移民の流れと強制

20)「4Rs」とは、Repatriation（帰還）, Reintegration（再定住）, Rehabilitation（復興）and Reconstruction（再建）を指し、着実な社会復興と社会構築を支援しながら、難民の帰還と社会復帰をしていくプログラムである。

移動の流れが分かちがたく結びついている状態の中で、真に保護を必要とする難民が見えにくくなっている姿である。また、如何にしたら自発的に本国帰還し他帰還民が、効果的に祖国の平和的再建に参加できるか、も大きな課題として見えてくる。

繰り返すが、「強制移動のサイクル」のいずれの局面にあっても、主要関心は個々の人々の人権が如何に守られるかにあるべきである。このサイクルの中心には、人権の保護、人権の保障の軸が固定されていなければならない。各局面で、どうしたら「個人の権利・安全」と「国家の権利・安全」を創造的に両立させるか、が問われるべきである。

国内避難民問題や難民問題は多くの要素が絡み合っていて複雑である。その解明には、法律学だけでなく、政治学、経済学、歴史学、社会（心理）学、人類学などの知見が必要になる。日本の難民問題研究はもっぱら法律的観点からのみ発展・展開されてきたとも言える。今後の難民問題研究は、政治学、経済学、社会学のアプローチを加えた学際的研究となるべきであろう。

## 〈謝辞〉

自国で迫害を受ける危険性のために、国境を越えて他国に庇護を求める難民の、「迫害を受ける恐れのある危険な状況」そのものは、平和な国、日本では想像しにくい。しかしながら、難民が抱える問題はそれだけではなく、例えば言語、教育、福利厚生、ジェンダー、そして人権などに係る諸問題は、他国の人々であっても、状況こそ違えど理解・共感できるものが多い。仮に、迫害の恐れから逃れる難民の状況は想像が難しくとも、その恐れから逃れた際に家族と離れ離れになってしまった時の「辛さ」や、言葉も文化も違う場所での生活の難しさは容易に想像できるのではないだろうか。それは、難民が私たちと相違ない側面も持っているということを再認識させると同時に、難民問題の「普遍性」にあらためて気付かされることでもある。

本稿は、これまでの私的個人的な経験より考え・意見を纏めた「研究ノート」である。国際移動に関する諸研究は、いわゆるグローバル化が進む昨今では私たちの生活にも関係が深いが、その中で強制移動下にある難民は、自らの意思とそうではない事情により移動を強いられる。そのパターンを「強制移動のサイクル」としてモデル化し、難民・国内避難民問題の課題を再考察することで状況を整理するとともに、問題の解決に向けて何が必要なのかを再吟味することを目的としている。本稿がその一礎として、将来の諸研究に微力でも寄与できれば幸いである。

本稿を執筆するにあたり、特に、UNHCR職員の小尾さんと細井さんには、通常業務外の時間を割いてもらい、特段の協力と重要な示唆をいただいた。また、UNHCR駐日事務所には、日々あたたかいサポートと協力をいただいた。それぞれの協力をなくしては、本稿は執筆できなかったことは言うまでもない。心より御礼申し上げたい。末筆にはなるが、このたび大阪大学大学院国際公共政策研究科の紀要に寄稿させていただくにあたり、このような貴重な機会に恵まれたことを関係者各位にあらためて御礼申し上げたい。

## 〈参考文献〉


Independent Commission on International Humanitarian Issues, "Refugees: The Dynamics of Displacement", Zed Books, 1986（邦訳：創価学会青年平和会議 訳「難民化の力学」第3文明社、1990年）

International Organization for Migration, "World Migration 2003", 2003

伊豫谷登士翁、「グローバリゼーションと移民」有信堂、2001年

Kalin, Walter, "The Future of the Guiding Principles on Internal Displacement, Forced Migration Review", December 2006

川村真理、「難民の国際的保護」現代人文社、2003年

小泉康一、「難民とは何か」三一書房、1998年

小泉康一、「国際強制移動の政治社会学」勁草書房、2005年

Loescher, Gil, "The UNHCR and World Politics", Oxford University Press, 2001

日本国際連合学会、「人道的介入と国連」国際書院、2001年

テッサ・モーリス＝スズキ、「北朝鮮へのエクソダス」朝日新聞社、2007年

Mukae, Ryuji, "Japan's Refugee Policy: To be of the world", European Press Academic Publishing, 2001

Newman, Edward and Selm, Joanne van（ed）, "Refugees and Forced Displacement", United Nations University Press, 2003

日本国連HCR協会、「難民の保護－国際難民法への手引き」日本国連HCR協会、2002年（現在の協会名称は、日本UNHCR協会である）

Norwegian Refugee Council & IDMC, "Internal Displacement - Global Overview of Trends and Developments in 2006"

大芝亨、藤原帰一、「平和政策」有斐閣ブックス、2006年

小尾尚子、「難民問題への新しいアプローチ？」国際書院、2003年

緒方貞子、「紛争と難民－緒方貞子の回想」集英社、2006年

Refugee Studies Center, "Forced Migration Review", October 2005 and December 2006

Robinson, W. Courtland, "Terms of Refugee", ZED Books, 2000

島田征夫編、「国内避難民と国際法」信山社、2005年

篠田英朗・上杉勇司、「紛争と人間の安全保障」国際書院、2005年

UNHCR, "The State of the World's Refugees", Oxford University Press, 2006

UNHCR, "Measuring Protection by Numbers" http://www.unhcr.org/publ/PUBL/4579701b2.pdf, 2006

UNHCR, "Refugee Protection and Mexed Migration: A 10-Point Plan of Action" http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?docid=45b0c09b2, 2007

山田寛編「日本の難民受け入れ：過去・現在・未来」中央公論事業出版社、2006年